

# 占領下の地震災害—和歌山県新庄村の『昭和の津浪』を読み直す

北原 糸子\*

## Analysis for the record about the 1946 Nankai Earthquake of a small village under the GHQ Occupation

Itoko KITAHARA

Yokohama, Kanagawa, Japan

This paper critically reviews materials reporting the 1946 Nankai Earthquake. Among them, "Showa no Tsunami (The Nankai Earthquake)" published by a small village, Shinjo, in Wakayama prefecture following the villagers' suggestion shows a clear contrast between the social situation in 1946 under the GHQ occupation and that of the 1944 Tonankai Earthquake in the middle of WWII. Governmental archives opened in 2015 provide another set of useful information about the 1946 Earthquake. The effectiveness of the governmental measures for the 1946 earthquake is extensively examined.

Keywords: the 1944 Tonankai Earthquake, the 1946 Nankai Earthquake, Shinjo-village in Wakayama prefecture, "Showa no Tsunami", the GHQ occupation.

### § 1. はじめに

昭和南海地震発生2年前には昭和東南海地震が発生した。この二つの地震に関する社会的対応は、終戦前と後の違いを象徴するように、全く異なるものであった。昭和東南海地震の場合には、厳しい情報統制が敷かれ、地震発生や被害状況に関する報道も伏された事実が知られている[木村(2015)]。

一方戦後の1946年12月に発生した昭和南海地震は、新憲法が公布され(1946年11月3日)、報道の自由は保障された。高知県では、この震災について大部の震災誌である『南海大震災誌』[高知県(1949)]を編纂、地震に関する県の対策を社会に問う意味を込めて刊行された。しかしながら、高知県に続いて被害の大きかった和歌山県には、この間の県公文書類は皆無とされ、震災記録が残されていない。

ところで、和歌山県内では最大の津波被害だったとされる西牟婁郡新庄村(1954年田辺市に合併)には、震災4年を経て体験者の座談会を中心に、村の行政資料に基づいた報告『昭和の津浪』[新庄公民館, 1951]が刊行された。この報告書のなかには、1946年2月から10月の間、GHQの要請で設けられた田辺市神子浜の海兵団跡地の田辺引揚援護局に残留していた関係者のなかに、昭和南海地震の死亡者がいた事実も記されている。

これまで紀伊半島西南部海岸の昭和南海地震被害については、しばしば『昭和紀伊洪浪の記』[同胞援護会和歌山県支部(1948)]が利用されてきた。こ

の発行者は、同胞援護会和歌山県支部であり、県自身が発行したものではない。海兵団跡地の引揚寮内には同胞援護会と並んで震災援護会事務局が置かれた痕跡が見られ[田辺市(1996)]、同会が紀伊半島沿岸部で震災援護活動をしながら得られた情報に基づいて震災記録を刊行したと考えられる。

以上、昭和南海地震に関する記録類には、様々な編纂主体によるそれぞれの立場からまとめられたものがあることがわかる。その他、当然のことながら、中央気象台の現地調査報告や東京大学地震研究所の調査による報告書も残されている。しかしながら、紀伊半島西南部被害地の震災対策については総括的に明らかにされてはいない。

本発表では、新庄村の昭和南海地震記録誌に記されたこれらの断片的事実から、占領下の災害として特殊事情が絡む事実を読み解き、昭和南海地震の和歌山県の対策、さらには政府のこの震災に関する対応策について検討する。

### § 2. 紀伊半島西南部に関する昭和南海地震の記録について

昭和南海地震に関する資料から、それぞれの情報もたらす震災の実像を検討する。最初に、もっとも早く被災地入りした地震学者による報告書類、続いて本稿での基本的な検討対象である西牟婁郡新庄村(現田辺市)公民館刊行[新庄公民館(1951)]、さら

\* 横浜市在住  
電子メール: itoko70@gmail.com

に同胞援護会和歌山県支部編纂・刊行[同胞援護会和歌山県支部(1948)]をみていくが、検討の中心の対象は新庄村を含む田辺を中心とするものとした。

最後に、この度国立公文書館で見出した昭和南海地震発生当時、和歌山県から政府に提出された『和歌山県震災対策』[和歌山県(1947)]及び政府のこの地震に対する対策を検討する。このほか、『和歌山県災害史』[和歌山県(1963)]や昭和南海道地震50周年を機に刊行された『南海道地震から五十年』[和歌山県(1996)]などが挙げられるが、ここでは震災直後に刊行されたものに限定した。

## 2.1 地震学者による震災発生当初の調査報告書類

### 2.1.1 「東京帝国大学地震研究所調査速報」第5号

昭和南海地震発生の1946年12月21日を一週間ほど経た12月28日に東京帝国大学地震研究所から調査隊が被災地に入り、調査が行われた。それらの成果が1947年2月18日に『東京帝国大学地震研究所調査速報』第5号[東京帝国大学地震研究所(1947)]として発表された。河角廣・佐藤泰夫による地震概報では、この地震の震源地および、各地の震度から推定して、地震の規模は、関東地震、丹後地震より大きく、昭和三陸津波より小さい。宝永地震よりは小さいが安政南海地震とは伯仲する規模と解説している。県別被害一覧、内務省警保局公安第一課による被害状況、警察署別被害統計表がまとめられ、安政地震(1854)と南海道地震の死者・倒壊家屋を地図上に落とした比較図が作成されている。震度の広範囲な分布、津波襲来の速さ、海岸の隆起、地震のエネルギーなどの諸現象を分析、震源については、高知県沿岸部の被害の大きさを勘案しつつも、紀伊半島田辺以南への津波の襲来の速さに注目するが、震源についての断定は避けた。この地震の過去の同様なタイプの地震を挙げ、その発生間隔に言及し、最後には、今村明恒がこのタイプの地震の発生を予測、警告をしていたものの、戦争により計測を中断せざるを得なかった点を残念無念としている[河角・佐藤(1947)]。

ここでは、第5論文の津波の調査を中心とする「和歌山県之部」の論文に注目する。調査者は那須信治・白井敏明・川島正治他、調査地は和歌浦から潮岬までの津波調査である。和歌浦から海南市、下津町、湯浅・広村、由良、比井、御坊、印南、芳養、田辺(新庄村、文里湾、跡の浦)、内の浦、富田から串

本までの津波浸水図、津波高が16図に亘って掲載されている。文里湾、田辺市(第9図)などの記述は以下のものである。

- ・田辺市:会津川西側の市街地の津波高は3.2~3.0m、東側の市街地(紺屋町、本町、片町等)に河川遡上の海水侵入、市街地被害はこの程度であるが、南部の磯間、神子浜は相当の被害あり。特に神子浜文里湾入口は被害大。波高3.2m、浜の突端では3.8m。神子浜の家屋は大被害を受けた。岸壁が決壊し上屋が破壊され、土台が波に洗われ不斉沈下し傾斜破壊した。地盤沈下後も潮が来ている。神子浜突端に近い旧海兵団跡の浸水は前面の堤防を海水が越したためではなく、文里湾方面で溢れた海水のためである。
- ・津波襲来は地震後約15分、富田よりは遅かった。
- ・橋谷(湾奥)では波高4.6m、津波は鉄道線路を越えて被害大。
- ・船舶の被害大。[那須・他(1947)]

### 2.1.2 中央气象台『昭和21年12月21日南海道大地震調査概報』

1947年5月1日付けの中央气象台の『昭和21年12月21日南海道大地震調査概報』[中央气象台(1947)]は84頁に亘る大部の報告書である。和歌山県に関する被害調査結果がどのようにまとめられているか、簡単に見ておきたい。

藤原咲平の序文に続いて、和達清夫の地震概況説明がある。地震の規模については、『東京帝国大学地震研究所調査速報』第5号で河角が述べたと同じく、今回の地震は昭和三陸津波が第1位、第2位が安政南海大地震で、第3位が今回の南海道大地震であり、関東大地震は第4位とした。震源、津波、発震機構、外側地震帯の活動の4点から分析を行い、強震、中震、弱震、軽震の4段階に分けて、被害各地を示した。和歌山県への調査は、東京帝国大学地震研究所の調査よりも4日早い1946年12月24日に東京を出発し、驚坂清信、末広重二、相原圭二が現地踏査した。以下は同誌に掲載された田辺についての調査からの摘記である。

田辺市芳養:

- ・死者7名、津波襲来時刻は地震後15~20分、第二波が最大。墓地の墓石は反時計回りに回転。

田辺新庄村:(文里湾に臨む)

- ・助役内海豊一氏の談、古い家が2~3戸倒壊したのみで地震の被害は少ない。

- ・地震後 15～20 分で津波襲来, 海水が侵入.
- ・死者 26 名, 海鉄砲のような音あり.
- ・津波は 5 回, 最後は夜明けの 6 時半頃(周期は 20 分か)
- ・津波の高さ 満潮面から 4～5 m
- ・全戸数 630 戸, 80 戸流失, 540 戸は浸水し全壊または半壊した, 9 割近くの被害あり
- ・80t ぐらいの船が線路を超えて湾奥から 400 m くらいまで流された.
- ・流勢が弱い理由は湾口に比して湾奥が広いことも考えられる

跡の浦:(新庄村の字, 跡の浦湾に臨む)

- ・全戸数 65 戸, 流失 6 戸, 浸水しないもの 4 戸(浸水 55 戸), 地震動で古い家が 1 戸倒壊, 発光現象, 津波は地震後 20 分ぐらい. 第 3 回目の津波が最大で 4～5 m, 5 回来た.

田辺市:(旧田辺町)

- ・地震動による壁の亀裂, 屋根瓦の剥落などを見つけた. 全壊家屋 2, 3 軒あり, 津波もたいしたことはなかった模様だが(時間がなくて見られず).

[鷺坂・他(1947)].

田辺警察署管内の被害は表 1 の通りである. なお, 新宮は地震後火災が発生して大被害を被ったが, 中央気象台の地震調査概報では, 南熊野灘沿岸部(新宮市より尾鷲町)は中部地方災害踏査報告の部に掲載され, 踏査も別動隊であった模様である.

以上が地震学系の研究者によって地震直後に調査された和歌山県紀伊半島西南地域の地震に因る被害状況である.

表 1. 田辺の被害(田辺警察署内)

Table 1 Damage by the Nankai-quake in the district of the Tanabe Police Station.

市町村	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	床上	床下	浸水田地
田辺市	18	22	27	57	19	38	493	297	40
新庄村	22	30	4	50	35	79	391	10	85
西富田村		3	1	7	59	12	65	15	25
白浜	11	36	3	17	36	8	350	396	9
南富田村				2	58		46	24	50
東富田村	1	1	2	5	7	30	225	75	70
北富田村				1					
その他				2	7				
合計	52	92	37	141	221	167	1570	817	279

出典: 中央気象台『南海道大地震調査概報』24頁

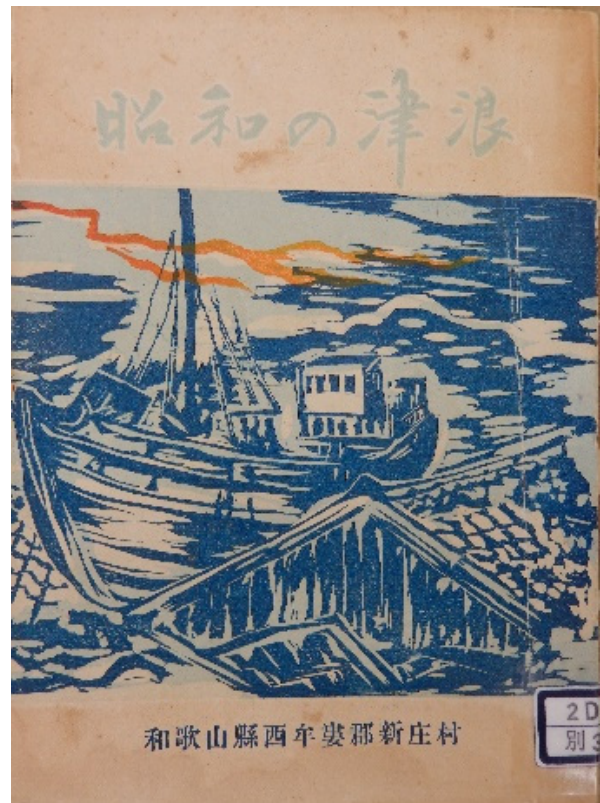


図 1. 『昭和の津浪』原本 表紙.

Fig.1 The Cover of "Showa no Tsunami"

## 2.2 新庄公民館『昭和の津浪』

本稿で占領下の地震災害として、『昭和の津浪』[新庄公民館(1951)](図 1)を読み直す理由は以下の点にある.

第一に, 1950 年 11 月から翌年正月にかけて, 震災体験を忘れないうちに座談会を開いてほしいという住民の要望に応じて, 体験者の生々しい記憶を語る座談会が催され, 村民の復興に向けた意欲が示されていること.

第二に, 新庄村役場文書の記録に基づきつつ, 村政に携わった当事者たちの復興への具体的取組が記されていることなどである.

また, 占領下であることを示す象徴的な事実は, 前村長は大政翼賛会支部長としての経歴を問われ, 第 2 次公職追放令(1947 年 1 月 4 日)の対象になり, 助役が急遽村長代理交渉となったことや, 太平洋戦争末期に設けられた田辺海兵団の跡地の引揚寮関係者がこの地震で死亡し, その遺体処理に関わった事実などが触れられている.

その他, 和歌山県を通じて下ろされてくる政府の震災復旧対策についての新たな資料を補足して, 占領下という時代のなかにこの震災を置き直してみようということである.



表 2. 『昭和の津浪』(1951 年) 原本の目次  
Table 2 the Catalogue Table of “Showa no Tsunami”

章	タイトル	概要
1	紀伊と地震津浪	南海道地震 (1946)、紀伊半島を襲った地震津浪の歴史、地震津浪の周期説の紹介
2	津浪の解説	津浪現象の解説 (発光現象、海鉄砲、沖の津浪、海岸の津浪、陸上の津浪)
3	津浪の現実 (一)	体験者座談会 (1950年11月3日)
4	津浪の現実 (二)	体験者座談会 (1950年11月4日)
5	津浪の現実 (三)	体験者座談会 (1951年1月21日)
6	津浪後の処置	復興対策委員会、当時の体験者談、警防団の活躍、復興事業の概要など
7	配給物資と義捐金	天皇の恩賜金及び民間の義捐金 (新庄村配分額5,922円を含め、総額23万656円) 他、木炭、甘藷などの食糧、布団地、筵、草履など各種生活必需品
8	天皇陛下の行幸	1947年6月8日田辺訪問
9	うるわしき責任	村役場勤務の書記葉糸正昭による戸籍簿の救出
10	津浪とその対策	避難の心得、防潮堤などの津浪対策
11	津浪潮位標	津浪潮位標5基建立・昭和23年5月1日竣工

出典：新庄村公民館『昭和の津浪』

### 2.2.1 『昭和の津浪』の構成

さて、そこでまずは新庄村公民館『昭和の津浪』の内容を紹介しておこう(表 2)。

本書は、昭和南海地震被災 5 年後の 1951 年に刊行された。その後、昭和南海地震 50 周年を期して、これを再刊するための復刻委員会が設けられ、当時の体験者の語りを新たに収集し、チリ地震の写真を余録に添え、『復刻 昭和の津浪 付昭和の津浪余録・チリ津浪』[田辺市新庄村公民館(1999)]として、同じく田辺市新庄村公民館が編集発行した。復刻に際しては、上段に原本[新庄村公民館(1951)]を見開き 2 頁を 1 頁に縮小し、下段に原本に関わる地図、写真、用語説明や典拠とされた資料、古文書類、さらには当時の新庄村村長、すでに故人となった災害復興委員の人物紹介を加え、50 年前に復興に携わった人々への敬意を表した体裁である。すでに原本は所蔵先が少なく、閲覧に困難な場合もあるので、本稿では、すべて復刻版によった。

なお、[新庄村公民館(1951)]原本の執筆者福島右衛門(1899～1970)は、当時公民館主事を務めていたが、「おくがき」によれば、本書執筆の動機は、1950 年 10 月に「津浪の座談会を開いてください。年と共に

津浪の事を忘れてしまっは不幸ですから」という投書がきっかけであったという。それから 1 ヶ月後の 11 月 3 日に第 1 回津浪体験者の座談会を開いた。続いて 2 回の座談会を持ち、村役場にあった当時の書類などと突き合わせることや、さらには中央気象台の概報なども参照、幅広く津波関係資料を漁った経緯が記されている。それから 7 ヶ月を経て、1951 年 5 月に原本『昭和の津浪』が刊行されている。福島右衛門の努力なしにはこうした形で世に出ることはなかったと当時の公民館長は語っている。

### 2.2.2 典拠とした村役場文書について

新庄村役場の「永久保存」と銘打たれた震災当時の行政簿冊 4 冊が、復刻版の下段に写真入りで紹介されている。①「会議録」(自昭和二十年至昭和二十二年)、②「復興対策書類」(昭和二十二年一月三日)、③「復興書類綴 土木」(昭和二十二年以降)、④「罹災状況報告書」の 4 点だが、このうち、「会議録」は調査当時所在不明とされたが、その後田辺市立図書館に所蔵されていることが判明した。しかし、コロナ禍により調査未着手である。閲覧可能な簿冊類については、新庄村公民館で写真撮影させていただいた。

現在閲覧できた②「復興対策書類」は、村の復興対策委員会の招集を呼びかける 1946 年 1 月 2 日付の書類から始まり、日付の確認できるものとしては 1947 年 4 月頃までの復興に要する費用額などで占められている。しかし、招集呼びかけの日付は 1947 年 1 月 2 日とすべきであり、明らかな間違いであるが、いかに村役場が震災対応で慌ただしかったかを傍証している。

この簿冊の末尾には、1948 年 5 月に建立した 5 基の津浪潮位標の設計図が綴られている。④「罹災状況報告書」は復興対策書類のなかに同綴されていた。③「復興書類綴 土木」は、ほとんどが道路、橋梁、河川堤防などの工事の見積、発注、工事会社請書、契約書、査察などに関する書類である。護岸工事などは現地調査で図面通りの箇所を何か所か点検できた。

### 2.2.3 新庄村の昭和南海地震の被害について

では、新庄村の昭和南海地震の被害はどうであったのか。

前述の新庄村公民館蔵の「復興対策書類」中に綴じ込まれていた「罹災状況報告書」は、1946 年 12 月 31 日、竹田宮恒徳が天皇の名代として和歌山県下の被害を視察した際の新庄村の被害報告である。震災後 10 日経ない時期の避難民の状況が簡潔に述べられている。

## 罹災状況報告

### 一. 被害ノ状況

去る十二月二十一日払暁(午前四時十九分)突如激震有り, 其ノ震動ハ約五分間ニ亘リ其ノ強烈サニ於テハ村民ノ何者モ未タ経験シナイ程度ノモノデアリマシタ.

其後約二十分ヲ経過シマシテカラ大地鳴リト共ニ津波カ押シ寄セ忽ニシテ村内総戸数六百三十一戸, 内五百拾七戸ヲ流失又ハ崩壊浸水シマシタ. 之カ被害状況ハ別紙ノ通りテアリス.

### 一. 被(ママ)難民ニ対スル応急施設ノ現状

被(ママ)難民ハ災害当時付近ノ高所ニ避難シマシタガ災害後一, 二日ヲ経過シマシテカラ逐次民家ヤ神社仏閣ニ収容シマシタガ尚収容シ切レヌ者ハ田辺市内天理教会ニ急設セラレタ収容所ニ之ヲ収容シ, 炊出シ其他給食状況ハ順調ニ進ンデ居リマスシ, 尚衣料品ノ流失又ハ浸水ノ為当時寒氣ニ悩ミ心配シテ居マシタガ県当局ノ速急ナ処置ト各方面カラ送ラレタ同情ノアル救援物資ガ罹災民ニ配給セラレマスト同時ニ現在ニ於テハ不自由ナク推移シテオリマス.

収容所ニ分宿シ逐次平常配給ニ移ッテ行ッテイマス.

### 一. 衛生状況

衣料品・流失浸水ノタメ罹災者ハ何レモ相当寒氣ニ悩マサレマシタガ県御当局ノ非常ナ御高配ト各方面カラノ御同情ニヨッテ急(ママ)援物資ハ着々配給致サレ, 当面ノ起居ニハ支障ガアリマセン.

田辺保健所, 紀南病院, 県医師会, 日赤県支部, 並ニ付近学生班, 民間診療班等ノ急(ママ)援ヲ受け防疫ニ万全ヲ期シテ居マス.

### 一. 今後ノ対策

今後ノ対策ニ就テハ村デ復興対策委員会ヲ設ケ食糧, 住宅, 土木, 衛生, 産業, 教育ノ各部門ニ亘ッテ挙村一致将来ノ復興対策ヲ立案中デアリマス.

本日畏レ多クモ竹田宮恒徳殿下ニハ聖旨ヲ報ジテ親シク本村罹災状況ヲ御視察遊バサレルノ歡慮ヲ忝ウ致サレル事ハ村民一同感激恐懼ノ至リニ堪ヘマセン.

表 3. 新庄村被害状況

Table 3 Casualty of Shinjo Village

人	
総戸数	人口
631	2941
罹災戸数	罹災人員
517	2391
流失戸数	同人員
92	394
死者	行方不明
22	4
棟	
全壊	半壊
108	3172
床上浸水	床下浸水
511	208

出典：新庄村『罹災状況報告』

表 4. 新庄村被害状況

Table 4 Loss of Shinjo Village

農地被害	97町歩
耕牛溺死	26頭
小船流失	85艘
橋梁流失	8か所
道路決壊	13間半 (3000m)
工場流失	7棟
工場半壊	4棟
木材流失	3000石
被害公衙	新庄村役場、国民学校、新庄駅、郵便局、巡査駐在所、紀陽銀行出張所、造船所、索道会社、釧工業会社、木材会社、県木聯田辺支所、農業倉庫

出典：新庄村『罹災状況報告』

謹ンデ聖旨ノ程ヲ奉戴シ和衷協同速カニ復興ニ努メ以テ皇恩ニ応ジ奉ランコトヲ期シテ居ル次第デアリマス.

和歌山県西牟婁郡新庄村長代理助役内海豊一謹ンデ本村ノ被害状況御報告申上ゲマス.

新庄村の被災状況は、表 3 の被災数値から、全半壊戸数 3,280 戸は、村の総戸数を遙かに上回る数値であり、住家、非住家を含む被害戸数を考えられるが、

総戸数 631 戸中、罹災戸数 517 戸のみで割り出すと被災率 81.9%、被災者 81.3%、死者は 22 人である。死者 22 人はすべて村内居住者である。行方不明者 4 人についての詳細はなく、村内居住者ではないと推定されるが、海兵団跡地の引揚寮関係者とも断定はできない。新庄村の文里湾には造林関係の会社が多数あり、これらの工場が全壊 7、半壊 4、流失木材 3,000 石(表 4)と、村の産業も大打撃を受けている。新庄村は、新宮市の火災被害を除くと、津波被害では和歌山県の沿岸部でもっとも被害が大きかったとされる箇所であった。

### 2.3 『昭和紀伊洪浪の記』

『昭和紀伊洪浪の記』[同胞援護会和歌山県支部(1948)]の編輯者は同会東京本部報道員の吉村守である。はしがきの「記録編纂にあたって」によれば、次のように記されている。

1. 震災の救援を行い、長い目で援護が必要と気付いたこと
2. 県の援助を得て、震災の記憶を将来の子孫の遺訓、遺産として編纂したこと
3. 編纂に際して「南海震災記録編纂趣意」を各所に配布し、資料の提供を依頼したこと
4. 出来るだけ公文書としての形式による史料の蒐集を願ったが、資料提供の協力を得られない場合もあったこと

つまり、公的な記録誌を目指して、すべての被災地の自治体に記録の提供を求めたが、協力的ではないところもあった。しかし、それに拘わらず公的な記録に代わるものを目指したということである。なお、同書は、見開き B5 版、219 頁で構成され、奥付には、発行 1948 年 7 月、発行部数 1000 部とある。

では、一体同胞援護会とはどういう団体なのだろう。戦争の長期化、拡大化に伴い、出征兵士遺族などの保護、援護が必要になり、軍人扶助以外の援護事業が必要になったため、民間の軍人援護の中心団体として恩賜財団軍人援護会が設立された(1938 年 11 月)。戦後の 1946 年 3 月、軍人援護会は戦災援護会と合併して、恩賜財団同胞援護会として発足し、戦後の海外引揚者、戦災などの戦争犠牲者の援護、社会事業施設の経営に当たったとされる民間組織である[財団法人厚生問題研究会(1988)]。『昭和紀伊洪浪の記』発行の奥書には、恩賜財団の冠がはずされ、単に「同胞援護会」と記載されている。田辺引揚援護局が開局されていた時期には、神子浜の海兵団跡地に事務所を持ち、引揚者に日常生活用品を販売するなどの事業を行っていた(『引揚港 田辺』[田辺市(1996)])。

同胞援護会と昭和南海地震との関わりは、次のよう



図 2.田辺海兵団跡構内図

Fig.2 The Sketch of the Barracks of Tanabe Marines

(矢印は同胞援護会・震災援護会事務所の所在地) 出典:『引揚港 田辺』93 頁

に考えられる。公式的には田辺引揚援護局閉局は 6 月だったが 10 月頃までは残存隊も存在し、その 2 ヶ月後の震災では、紀伊半島の激甚被災地を回り、震災救援活動を行った。その時の実情を記録し、後の災害への備えにするとの目的で『昭和紀伊洪浪の記』を発行したとある。

神子浜の海兵団跡の田辺引揚援護局の構内図によると、正門の入り口に受付があり、そこに並んで「同胞援護会・震災援護会」と記されている(図 2 の矢印参照)。同胞援護会は田辺での引揚援護の業務を終えた後に発生した昭和南海地震に関して、現地での震災救援を行っていた厚生省の外郭の民間組織である。したがって、資金は当然厚生省、あるいは和歌山県からのルートに拠ったと推定される。しかし、自治体の組織ではないから、震災復興を担う立場にあるわけではなく、活動の目的はあくまでも被災者支援であった。

同胞援護会和歌山県支部(1948)では、まず「震災地説明略図」として、新庄村中心部、海南市(海南市役所、同青年団提供)、新宮市略図(市役所提供)、



塩津略図(青年団提供),大崎村略図(役場提供),  
広村略図(広小提供),比井崎村略図(役場提供),  
白崎村(役場提供),切目村略図(青年団提供),印  
南町略図(役場提供),塩屋村略図(役場提供),古  
座町略図(役場提供),田並村略図,新庄村略図(以  
上14図)が最初に掲げられている。( )内は,被害略  
図に添えられた提供元である。役場提供もあるが,青  
年団など任意団体によるものも含まれる。上記の記述  
から,資料提供元は震災援護に赴いた先でコンタクト  
が得られた団体であったと推定される。

同胞援護会和歌山県支部(1948)の目次構成を,  
末尾の付表に摘記した。記録はほぼ上記の町村役  
場や青年団,国民学校などから提供されたものと推  
定される。すでに「はしがき」で述べられているように,  
震災援護活動の際に得られた各被災地の情報を,  
章別に整理したものと推定される。全体は9章に亘る。  
最初に地震・津波の古記録を挙げて,この地域が災  
害に見舞われた過去を振り返る。次いで今回の地震,  
津波,新宮の火災の被害を述べ,第5章「災害始末  
の記録」で同胞援護会の震災救援活動を伝え,県が  
政府にいち早く提出した災害対策として『和歌山県震  
災対策』[和歌山県(1947)]から相当部分を引用する。  
「県の復旧対策」の項では用語の書き改めはあるもの  
のほぼ内容が引用され,各町村での津浪体験談も数  
多く収録されている。

同胞援護会の震災支援活動では県の全面的な支  
援を受けたとされていることから,県の災害対策史を記  
述した後年発刊の『和歌山県災害史』[和歌山県  
(1963)]の昭和南海地震の項においても,『昭和紀  
伊洪浪の記』からの引用が多くみられる。しかしながら,  
このうちの体験談の一部には,15年という年月を経た  
ためか,和歌山市松江の引揚寮での地震体験談の  
筆者を同胞援護会東京本部員吉村守とするなどの  
明らかな間違いも見られる。編輯代表の吉村守自身  
が津波体験はないと言明している点からしても,別の  
編輯者による体験談とされなければならないだろう。

以上の経緯から,『昭和紀伊洪浪の記』刊行は,県  
の援助を受けたと記載されている点から推しても,県  
に代わる公的な“和歌山県昭和南海地震の記録集”  
とみなすことも可能である。

### §3. 政府の昭和南海地震に対する対応について

国立公文書館の検索機能を使って,「南海道地震」  
を検索すると,いくつかの史料がヒットした。以下に提  
示する資料1,2,3は,第1次吉田茂内閣(1946年5  
月22日~1947年5月24日)の次官会議の記録から  
抜き書きしたものである。資料1,およびその判断材  
料となった資料2の警保局からの震災被害状況報告,  
さらに警保局からの報告に基づく被害甚大県の地方  
長官(県知事)招集案が資料3に記している[国立公

文書館蔵,吉田内閣次官会議等会議資料(其の四)].

次官会議綴りの記録には,会議内容が(文),(運),  
(内)などと略記された各省から持ち寄られた議題の  
簡単なメモが記されている。12月23日(月)の「内閣」  
の罫紙の最初の議題として,「南海震災応急措置に  
関する事務処理の迅速化について明日午後1時から  
この室でひらくこと」と書かれた鉛筆書きのメモがあ  
り,翌24日の会議に提出された次官会議提出案が  
綴じられている。昭和南海地震に関する政府対応の  
初発の文書であるから,番号を付して内容をそのまま  
引用しておく。

#### 資料1

##### 「南海震災応急措置に関する事務処理の迅速化 について」(次官会議提出案)

(昭二一,一二,二三)内務省

- 一. 十二月二十一日の震災の応急措置に関し各省  
の連絡を密にするため南海震災応急措置協議  
会を設ける。

委員長 内務大臣

委員 内閣副書記官長, 経済安定本部第一  
部長

内務次官, 地方局長, 警保局長,  
国土局長, 大蔵次官, 主計局長  
厚生次官, 社会局長, 予防局長,  
医務局長, 農林次官, 総務局長  
商工次官, 総務局長, 運輸次官,  
鉄道総局業務局長,  
戦災復興院事業, 建築局長  
文部次官, 臨時教育施設部長  
通信次官, 総務局長

- 二. 関係事務の迅速を期するために, 必要に応じ  
本省の許可, 認可などの権限を地方行政事務  
局長等に委任すること。
- 三. 関係大臣出席の下に大阪において, 関係地方  
長官会議を速急に開くこと。

#### 資料2

##### 「今次地震の被害概況及対策状況」

(内務省警保局公安第一課)

昭和二十一年十二月二十二日 午後八時現在

##### 一. 被害状況

今次地震に因る震動を感じた地域は, 近畿,

中国、四国、中部、九州、関東、東北各地方に及んだが、其の震災を蒙った地域も東は静岡県の下田港(但し津浪によるもの)より西は九州に及ぶ広範囲に亘り、特に被害の甚大なのは和歌山県、高知県、徳島県と認められる。

本地震は其の規模が大であったが、幸ひ震源が遠く海中にあった為、其の規模に比して被害は大ではないやうであるが、折柄満潮時であった為、津浪が襲来し之に因る被害が甚大であった。

未だ和歌山県の被害甚大地区と認められる田辺市以南の南紀地帯及高知県の西部、徳島県の南部などの被害が判明しないが、目下判明している被害状況は次の通りである。

#### 1. 和歌山県

(イ)南紀海岸一帯は震源地に近い為め被害甚大の見込で、田辺以南は詳細不明であるが、潮岬無電局発信を傍受した所によると、『串本町及南紀海岸一帯は津浪の為め被害甚大である。各所に於て火災、流失家屋がある模様である。串本町は家屋流失と火災の為全滅に瀕してゐる』と。

又連合軍空からの偵察によれば、

(1) 新宮市は三分の一焼失、ただ風が東南に変わった為め残り三分の二は焼失を免れる模様

(2) 田辺、串本間は大部分水びたしになつてゐるようである。

併し有線不通で無線した潮岬無電局の電源がないため連絡不能で詳細不明である。

(ロ)二十一日十八時現在判明せる被害累計は次のやうである。

#### (1) 人的被害

死者六六 傷者二四 行方不明四六  
罹災者約五万九千名

#### (2) 物的被害

家屋 全壊二七五 半壊一一六一  
流失八四六 浸水九五二一  
漁船流失 二八三 家屋焼失一

但し右数字中には南紀方面中串本町付近の被害若干を含むが、他は含まない。随つて今後激増の見込

鉄道は各所に於て線路流失、沈下障礙の為氣勢西線御坊以南不通

(ハ)判明した県下各地の被害状況は次の通り

(1) 海南市 高潮により全市に亘り  
約六〇〇〇戸床上三尺の浸水、  
家屋全半壊三五四

(2) 田辺市 死者一三 行方不明二四 負傷一

(以下、徳島、高知、香川、愛媛、三重、滋賀、京都、兵庫、大阪、奈良、愛知、岐阜、長野、静岡、福井、富山、石川、岡山、広島、山口、島根、鳥取、大分、宮崎、福岡、佐賀、熊本、長崎、鹿児島)の30府県が続く。被害が大きい10県の概要を表5に示す。)

#### 一. 警備並に救護対策

被害発生するや直ちに各府県はそれぞれ応援警察官、警防団員を急派し警備の万全を期すると共に、他方医療及糧秣等の救護に遺憾なきを期して居り、現在の所各地とも治安状況は平穩である。

別に大阪府は和歌山県の震災地に対し、毛布五千枚、ローソク三拾万本、石鹼一万五千個を陸路トラックにて輸送す

南海医専八十名、及乾パン二十万食分、缶詰十萬食分、佃煮十萬食分を十七時 和歌浦発の船にて海路輸送した。

—完—

### 資料3

#### 「南海震災関係地方長官会議招集について」

(昭和二十一年十二月二十四日閣議諒解案)  
南海震災応急措置に関する事務打合のため左記により、関係地方長官会議を開催する。

#### 記

一. 日時 昭和二十一年十二月二十六日  
午後一時

一. 場所 大阪府庁

一. 出席者

本省側

内務大臣、厚生大臣、商工大臣、農林大臣  
其の他の閣僚、関係各省関係官  
地方側

大阪、和歌山、三重、兵庫、岡山、香川、  
愛媛、徳島、高知、岐阜各県知事  
現地特別地方官庁長官



一. 運営要領

南海震災応急措置に関する政府の対策を説明し現地の報告を徴すると共に特に適実なる措置を現地に於て解決すること。

以上の資料 1, 2, 3 の時間的關係から推察すると、資料 2 の警保局から政府への報告(12 月 22 日夜 8 時)によって、各地の被害状況が内閣にもたらされ、資料 1 の翌 12 月 23 日の次官会議で、南海震災対策として内務大臣を長とする応急措置対策協議会を設置することが提案され、資料 3 で、直ちに大阪において被害甚大な 10 府県の地方長官(県知事)を招集して会議が設けられた経緯が判明する[国立公文書館蔵、吉田内閣次官会議等会議資料(其の四)]。

なお、12 月 24 日院内閣議のメモによれば、この会議に吉田首相は欠席であった[国立公文書館蔵、平 14 内閣 00015100.]。

この間、第 91 回帝国議会議院本会議(1946 年 12 月 25 日)において、大村清一国務大臣は、「近畿

地方を中心とする震災の被害状況に関する報告」を行い、26 日に大阪にて関係地方長官会議を開き万般の措置を協議し、急速善後策を考究実施すると述べている[官報号外、昭和 21 年 12 月 25 日]。大村大臣の演説内容は、ほぼ警保局からもたらされた被害状況を伝えるものであった。

大阪府庁における 12 月 26 日、27 日の結果、各県から徴された事実がどのようなものであったのかの詳細な討議資料は見出されなかったが、10 地方長官からの詳細な被害状況が、「南海震災被害状況調」(地方長官報告ニ依ル)として表にまとめられている。その表を簡略にまとめて表 5 に表した[国立公文書館蔵、平 27 財務 00663100]。

これによれば、10 府県のうちもっとも死者が多いのは、高知県 649 人、次いで徳島県 251 人、和歌山県はこの 2 県に続いて 187 人の死者数値を挙げている。いずれにしても、震災から 6 日を過ぎた段階の被害状況であり、家屋全半壊・流失・床上浸水などの数値も暫定的である。焼失戸数については、和歌山県が 2,399 戸の突出した被害数値を挙げている。

この被害甚大 10 県の県知事報告の資料とともに、

表 5. 南海震災被害状況調(地方長官報告ニ依ル)

Table 5 The Greater Damage by the Nankai-Quake of Ten Prefectures Among others in Japan

府県	家屋						人				その他
	全壊	半壊	軽微	流失	床上浸水	床下浸水	全焼	死者	重傷	軽傷	
大阪	261	217						32	46		家屋小破1,168、船舶流失破損76
兵庫	702	1,001			786			50	30	61	
和歌山	964	2,427		386	11,815		2,399	187	846		罹災者76,381、公共建物学校173
高知	3,447	6,028	不詳	546	6,238		98	649	637		罹災者7,000、公共建物学校官公署54、工場ビル漁船流失1,050、主要食糧17,750石、甘藷その他甚大
徳島	1,377	1,979		536	4,247	1,315		251	655		流失米麦6756石浸水ノタメ食用不能、米麦7288石計14,044石、堤防31道路橋梁24、船舶流失1,268、沈没25、破損26
香川	608	2,409	19,642					52	16	275	損壊道路237、橋梁78、河川62、海岸51、港湾7、砂防2、計437、塩田被害面積381町歩
愛媛	302	543	6,603			350		26	32		損壊道路94、橋梁8、河川14、海岸74、港湾3、船舶3、山崩160、道後温泉閉鎖、神尾浜化学工場硫酸500屯
三重	136	110		33	743	692		11	15	20	交通機関被害省線5ヶ所、社線2ヶ所、道路28ヶ所
岐阜	733	1,073						14	165		
岡山	1,176	2,216	2,093					51	151		塩田170町歩、耕地293町歩、公共施設75、道路10、橋梁8
計	9,706	18,003	28,338	1,501	23,829	2,357	2,497	1,323	2,593	356	

出典：国立公文書館「戦後財政資料 愛知文書 特殊金融(28) 震災復旧融資(昭和22~25年)」平27財務00663100

和歌山県当局では見られなかった震災直後の被害状況と復旧予算額を記す『和歌山県震災対策』が見出された。次にこの史料を検討する。

### 3.1 『和歌山県震災対策』原本の所在について

本書については、すでに[同胞援護会和歌山県支部(1948)]が、和歌山県の復興対策として紹介していることを前章で述べた。和歌山県の昭和南海地震についての被害当時の数値を書き上げた資料は、現在のところ、和歌山県側には残されていなかった。しかしながら、国立公文書館の政府関係文書のなかに、以下の資料があることが判明した。『和歌山県震災対策』[和歌山県(1947)]と題された活版刷りの43頁にわたる報告書である。この資料群は、「戦後財政史資料 愛知文書 特殊金融(28)震災復旧融資(昭和22～25)」とする冊子に括られ、冒頭に収録資料29点の目次がある。ここで、震災復旧融資の対象とされているのは、昭和南海地震と福井地震である。当時の政府関係公文書類では、昭和南海地震という呼称ではなく、南海震災、北陸震災と称されていた。この資料がまとめられている“愛知文書”とは、この時期の大蔵省の財務官僚であった愛知揆一の許にあった資料と推定される。請求記号{平 27 財務 00663100}から、2015年財務省において保存期間が過ぎ、国立公文書館へ移管された書類であることがわかる。

### 3.2 「愛知文書 震災復旧融資」の書類群について

「特殊金融(28)震災復旧融資(昭和 22～25)」としてまとめられた書類は29点、このうちの最初に『和歌山県震災対策』が括られ、次に「南海震災被害状況調」、以下3～27の番号が付された25点はすべて福井(北陸)地震に関する応急貸付金など、国費地方費の分担区分などの災害復旧費用の資料で占められている。20番目には「地震災害救済制度の構想」が挟まれているが、最初の2点を除いて、ほとんどは福井地震(1948年6月28日)後の1948年7月～8月にかけての日付である。28番の番号が付された大蔵省の「震災地災害対策」が示されているが、これには日付がない。つまり、全体としては、占領下で発生した昭和南海地震、福井地震に関する当時の政府による災害対策資金に関する覚書とみなされる。

したがって、28番の大蔵省の「震災地災害対策」は、最初に昭和南海地震の被災地に適用されたものと判断される。その根拠については、新庄村の項で述べることにしたい。この時期のスーパーインフレ期

の大蔵省が「金融緊急対策」と銘打つ震災地への資金融通についての内容を下記に引用しておく。

### 大蔵省の「震災地災害対策」

- 一. 金融緊急措置令の取扱による対策
  - (1) 生必(ママ)物資購入資金は火災罹災者に準じ一人当たり五百円一世帯二千円を限度として自由支払いを認める(五月二十八日銀秘第四二三三号)、尚特別配給物資に付ては配給証明により封鎖支払を認める(財務局長限り措置)
  - (2) 住宅復興資金は戦災者に順次一万円を限度として封鎖支払を認める(以下略)
- 二. 金融通帳を喪失した者は一般原則によって市区町村長より再交付をうけることとする(以下略)
- 三. 預貯金通帳を喪失した者は一般原則によって当該緊急機関より再交付をうけることとする(以下略)
- 四. 貯金部資金運用による対策(以下略)
- 五. 庶民金庫貸付による対策(以下略)
- 六. 復興金融金庫融資による対策(以下略)
- 七. 保険金支払上の対策  
損害保険金の支払に付ては保険契約に従ふ外特段の措置を講ずることは困難である。従って原契約に保険事故中に震災等の天災をも含むことの特別契約がなければ保険金は支払われない

以上によって、この書類群では、1, 2の番号が付された資料のみが昭和南海地震の被害に関するものであり、昭和南海地震についての政府の対策は、当時のスーパーインフレへの対策として1946年2月17日に交付された「金融緊急措置令」による預金封鎖を、震災地に限って引き出し制限枠を緩和策するというものであったことが判明する。要するに、28番目の資料が震災地への復旧救済策の具体的内容であった。

なお、この預金封鎖とは、1か月世帯員100円、世帯主300円の生活資金を旧円に代わって新円で引き出しを認め、他は封鎖預金とするというもので、1946年3月2日から施行された。

### 3.3 和歌山県の震災対策

図3に掲げた『和歌山県震災対策』の表紙写真か

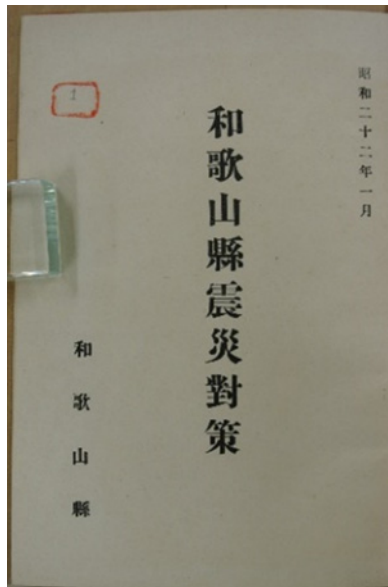


図 3. 『和歌山県震災対策』

Fig.3 The cover of “Disaster Countermeasures of Wakayama Pref.”

らわかるように、書類作成は「昭和 22 年 1 月」、震災から 1 ヶ月も経ていないのである。和歌山県の川上知事は 12 月 26 日の大阪府庁での震災 10 府県の政府招集会議に出席し、そこで被害状況を述べ、復旧予算の概算を提出するように求められたと推定される。さらに推測すれば、[同胞援護会和歌山県支部(1948)]が収録した 1 月 9 日付新聞記事「復旧対策出来上がる一県の直接復旧費 4 億円」から推定すれば、1 月早々にこの震災対策書類が出来上がっていた可能性がある。

### 3.4 和歌山県知事川上和吉について

和歌山県官選知事川上和吉の前歴は、戦後当初の 1945 年、軍事保護院援護局長、医療局次長を務めていたことから、田辺に引揚援護局が開設されたことと極めて深い繋がりがあられると思われる。

1939 年、内務省臨時軍人援護部に設置された軍事保護院は軍人の戦傷病者を援護する施設であったが、1945 年 11 月 13 日、GHQ の日本政府への覚書によって、軍事保護院と分離されて国立病院として一般市民の医療に責任を有する厚生省外局の医療局の所管とされた。1946 年 2 月に田辺に設置された引揚援護局は、まさに川上が知事就任以前にかつて在職していた官庁の責任者であり、その所縁で官選知事として就任したと推定される[財団法人厚生問題研究会(1988)]。

彼は、1947 年 2 月 28 日、地方自治法施行に伴う

公選知事の選挙に出馬すべく知事を退官した。4 月 5 日に行われた地方自治体首長選挙の結果では、全国で前任の官選知事が 46 名中 29 名当選であったから、川上自身も当然公選知事としても当選すると見込んでの退任と引き続く公選知事選挙への出馬であったのではないかとと思われる[福永(2014)]。しかし、川上の予想とは裏腹に、対立候補ともども規定の得票数に達せず、衆議院議員小野真次との激烈な決戦投票で敗れる結果となった[和歌山市(1990)]。昭和南海地震発生時の知事であった川上が、発生から 2 ヶ月を経て公選知事に立候補すべく退官、再び知事の座に返り咲くことがなかったという経緯が、和歌山県において昭和南海地震の記録が欠如していることになんらかの影響を及ぼしたのかもしれないと推測する。

### 3.5 『和歌山県震災対策』の構成

この和歌山県(1947)は国立国会図書館、和歌山県公文書館、和歌山県庁防災企画課などには所蔵されていなかったが、今回の調査で、原本が 2015 年財務省から国立公文書館へ移管された愛知文書の中にあつたことはすでに述べた通りである。震災直後の 1947 年 1 月に和歌山県から政府に提出されたものと推定される。

全体は 43 頁の小冊子であるが、震災被害とその復旧費用の概要が記されている。①被害状況、②産業、土木、新宮市、公共施設の各項に亘る復旧促進事項を掲げ、③和歌山県の復旧に要する経費、復旧に要する資材、補充を要するその他の物資、④復旧に要する経費、⑤復旧に要する資材、⑥補充を要するその他の物資、⑦復旧に要する資金、⑧援護対策、⑨援護対策に要する経費の 9 章立てである。

以上にみるように、①の被害状況にもとづいて②復旧対策の必要な個所を挙げ、③に復旧に必要な経費、物資を挙げ、その資材の必要量を詳細に亘って書上げた上で、④の復旧資金として、公共団体用資金 7 千万円(県負担 5 千万円、市町村負担 1 千万円、その他公共団体負担 1 千万)と一般復旧用資金として 2 億 8 千万円(産業の復旧 1 億 5 千万円、住宅復旧資金 1 億円、生業資金 3 千万円)を挙げている。ここに土木費は含まれていないことに留意しておきたい。要するに、本書は、震災の翌月早々に提出された点を考えれば、これから行うべき復旧資金の獲得のための経費を政府に示した資金獲得のための要望書と位置付けられるべきものであったと考えられる。

そして、最後に、⑧援護対策では、和歌山県が震災発生後に実施中の応急援護対策の具体的内容として、罹災各地への米、乾パン、缶詰などの配布、3



日間の炊き出し、生活困窮の被災者 1 万 5 千人への 15 日間の食料品給付、衣料 20 万点の配布、各地からの救援物資の配給、医療救護班の派遣などの実績を挙げた。被災者の避難先として縁故先のほか、学校、寺院、旅館などへ 1 万 5 千人を収容し、死亡者のうち身元不明者の埋葬には費用扶助を行ったこと。田辺以南の沿岸部は陸上交通機関の復旧が見込めず、機帆船で臨時に新宮方面航路を開設して人員、物資の輸送を確保したとする。これらの経費は、総額 3 千 802 万 7,400 円であったとする。

### 3.6 高知県の南海道震災対策

和歌山県にしろ、高知県にしろ、昭和南海地震発生の 1946 年末当時、地方長官は官選知事であり、内務省から指名され、地方に派遣された。和歌山県知事川上和吉は 1946 年 6 月に和歌山県知事に着任し、半年後に昭和南海地震に遭遇した。和歌山県庁、その他の行政機関も焼失した戦災での甚大な被害のためか、昭和南海地震に対する知事の動向を記す資料が見出せなかった。

一方、高知県では、震災から 1 年 7 ヶ月を経た 1947 年 9 月、高知県の昭和南海地震記録誌を編む構想の元に、1949 年 12 月、高知県『南海大震災誌』は本編 692 頁、付録「南海大震災学術的記録」として論文 17 編、188 頁の総頁数 873 頁の大部な冊子を刊行した。戦後公選知事 2 代目の桃井直美は、本書の序文で、高知県は遠く白鳳時代から地震、津波の惨禍を蒙った歴史を持ち、その惨禍を忘れた頃に再びこの天災に襲われた。被害の詳細と応急善後処置のために奮闘した跡を示して、県民自警の規範にする目的で編纂したと述べている。その編集方針に基づき、復興委員会や県議会、その他関連する会議での議論を要約・記録し、出来る限り震災後の対応の経過を明らかにしておこうとする姿勢に貫かれている。また、震災発生当時から、東京帝国大学地震研究所の金井清他に地震で被害を受けた建物調査などを依頼し、その成果を復興計画に役立てようとしている点も戦後最も早い事例として注目される。

ところで、震災発生当時の知事は、和歌山県と同様に官選知事として、1946 年 11 月に赴任した西村直巳であり、約 1 ヶ月半後に昭和南海地震を経験することになった。西村は 1947 年 4 月 21 日に官選知事任期満了で退任したが、震災当時の思い出として語る序文の内容には見過ごすことのできない事実が語られている。

十二月二十五日、震災四日目、わたしは大阪の会議によび出された。この頃和歌山、徳島、本県の三県が災禍の中心となつてゐた。貧弱な県財政で、応急、恒久の復旧にはどうしても国の援助にまたねばならぬ。私達は説明資料もまだ十分まにあわないので高知(『高知新聞』)や日報(『高知日報』)や日報提供の現場被害や号外刷りを多数揃へて会議に提供した。かへって真実味があふれてゐて工合がよかつた。和歌山県新宮市の全焼や大阪に側近してゐる地の利は本県の被害を過小評価せしめる虞が多分にあつた。本県が和歌山県に対する所謂救済率を三対二にするかその逆をとるかが一つの大きな問題であつた。この問題は後日各方面のご援助と相まって私たち期待の通り高知側三の比率に落ち着いた。大阪での会議は罹災救助資金三千二百万円の獲得と中央に対する災害状況の認識を高めるによい機会だつたと考へられる[高知県(1949)]序文)。

ここで注目したい点は、これまで上記の資料 1、および資料 3 で示した大阪府庁での 12 月 26 日の地方長官会議は、内務大臣以下、関係する大臣、関係省庁の官僚が顔をそろえた震災応急対策のための初の会合であり、まずは被害甚大であつた 10 府県の知事からの被害状況を聴取する目的も兼ねたが(表 5 参照)、復旧に必要な震災復旧のための予算策定への足掛かりを得る会合でもあつた。これに参加した高知県知事は、その会議で復旧予算獲得では和歌山県と相争い、高知県が昭和南海地震の復旧予算額第一位を獲得したことを図らずも述べている。

では、和歌山県はどうしたのか。政府側は、12 月 22 日の警保局の調査から、当初最も被害が大きかつたのは和歌山県と推定していた節がある。それは、資料 2 に引用した警保局の被害状況調査に明らかのように、各県被害の最初に和歌山県が挙げられ、南紀海岸一帯は震源地に近く、被害が甚大であること、田辺以南は詳細不明、各所で火災、流失家屋があり、串本はほとんど全滅との情報が伝えられたためと推定される。そこで、政府側は、被害甚大な和歌山県に被害状況と被害額、その復旧に必要な予算、必要な物資などの予算案を作成させて、復旧費概算の根拠となるものを求めたのではないかと思われる。それに応えたのが、『和歌山県震災対策』[和歌山県(1947)]であつたのではないか。当時の新聞記事が

伝えるように、1月9日という早い段階で一応の復旧予算案が仕上げられた理由には、その点がおおいに与ったのではないかと思われるのである。全般にこの時期の政府の資料類はほとんどがガリ版であるのに、この『和歌山県震災対策』は活版刷りであった点も、和歌山県が高知県などを意識して、この対策案、すなわち予算獲得案に力を入れたことを物語るものではないかと思われる。

## § 4. 新庄村の記録から

### 4.1 新庄村の震災対応

では、一体、和歌山県の震災対策の現実とはどのようなものであったか。このことを新庄村の記録から、検証しておきたい。

GHQの指令によって、中央の政治家、官僚に対して出された第一次公職追放(1946年1月4日勅令109号)の一年後に地方レベルの要職者に対して第2次公職追放令(1947年1月4日)が出された。それまで新庄村村長であった中島悦蔵は大成翼賛会の地方組織の幹部であったため、村長職を追放され、助役内海豊一が村長代理を務めた。しかし、地震発生は前年の12月21日であったため、その間は、辛うじて村長としての公務を果している。村長の中島は地震発生5日後の12月26日、27日に和歌山県庁に赴いて新庄村の復興策について打ち合わせを行い、メモを残している[田辺市新庄公民館(1999)]。

県庁で中島に対応したのは、和歌山県庁の各課の課長、事務官である。それらの項目を列举すると以下のものであった。

製塩課: 塩田の被害調査を2月5日までに提出→国庫補助を申請中(県側)。

食糧課: 浸水米の処置(中島)→営団と直接交渉せよ(県側)。

二日間食糧ナシとの進駐軍の調査あり、事実如何(県側)→事実なし(中島)

耕地課: 耕地復興計画は全額国庫補助要望中だが、通例は5、6割程度ならん。

全村的耕地整理組合を作ってはどうか(県側の提案)

農地課: 復旧費には国庫補助あり、災害による荒廃地を耕地とするか、未墾地とするか得策を選択せよ、確実な被害状況を確認し国との対策の打合を予定(県側)

開拓課: 新庄村は県下最大の惨状につき、救恤の重点を置くことにする。

厚生課: 新宮方面の被害大との報により該方面に救援に主力、新庄村は田辺市隣接、物資、労務もある程度豊富と誤認し、措置が遅れた。交通、人員不如意のため当方(県庁)より出張するは至難につき今後情報並びに村の計画は直接連絡せられたし。  
救援物資(布団、筵、マッチ、毛布、軍衣袴、軍手、襦袢、茶碗、石鹸)、但し船がないため輸送不如意。罹災救助費申請を至急せられたし。

大阪財務監督局: 罹災救助費特例の確定{流失・火災1人500円、1戸2000円、倒壊・浸水1人300円、1戸1000円、建築資金1戸1万円の封鎖引き出し追認。その他の融資}

以上の対応からは、県の各課の担当者は被災地に対して、復旧資金獲得のための工夫や工作の試案を与えている。新庄村の記録からは、これらが実際にどのように実施されたのかを確認できないが、和歌山県側は被害程度に応じた対応策を国と協議中であったことは確認できる。さらに、注目すべき点は、大阪財務監督局の罹災救助費特例の内容である。ここに挙げた流失・火災1人500円、1戸2000円や、その他建築資金1戸1万円の封鎖預金引き出しなどは、先にみた大蔵省の「震災地災害対策」に示された金融緊急措置令での封鎖預金の制限緩和と同一である点である。まさに、大蔵省の震災地に対する緊急措置の特例は新庄村においても確認できた。

以上は、緊急対応策というよりはむしろ復旧・復興に向けた行政の対応策である。では、食糧、避難所など、被災者への緊急の救助はどのように実施されたのだろうか。この点を新庄村の記録から検証する。

### 4.2 罹災救助基金

新庄村役場文書「震災対策書類」の和歌山県厚生課宛の書類に、罹災救助基金による1947年1月25日までの項目とその支出額合計21万1,072円80銭が記されている(表6参照)。この表に挙げられている項目は、まさに明治後期に再編成された罹災救助基金法に基づくものである。昭和南海地震の被災者救済は、1947年10月28日に公布された災害救助法以前であったから、明治20年代後半の災害頻発時期に備荒儲蓄金法による救済金が底をついて1899年に新たに制度設計し直された戦前制定の罹災救

助基金法が戦後のこの時期まで災害救済の基本法であった[北原(2006)].

今回の新庄村の資料によって、昭和南海地震の被災者救済は、この罹災救助基金に基づいて実施されていたことが確認できる。しかし、罹災救助基金法そのままの適用では済まされない状態が発生していた。新庄村は、県厚生課への申告書で、「罹災救助基金並に法外援助の適用に何分のお取計ひくださる様お願い致します」と申し添えている。その罹災救助基金以外の方法で支給を希望しているのが表6の欄外の「その他の経費」の金額と考えられる。その金額は、罹災救助基金に基づく支出額に倍する47万7,000円余である。この中には、味噌、醤油、マッチ、薪代などのこまごまとした生活必需品も含まれているが、最も金額が大きいのは、復興用木材500石18万円、瓦9万7,500円、セメント7万5千円の合計35万2,500円である。この費目と金額からして、これは住宅用資材と推定される。

では、実際に住宅用建築費はどのように調達されたのだろうか。

#### 4.3 簡易住宅建設費

新庄村の県庁への交渉が、村の復興対策協議会の席上報告されている(「震災対策書類」)。1947年1月6日、7日の県庁への交渉では、県が負担するのは、炊出し、葬儀代、運搬などであり、住宅は50戸(6畳と3畳から成る1戸、2万5千円)、村営住宅とするならば半額補助の見込みが示された。1月29日には、国庫補助額を含め、村が起債する場合の可能性についても県に打診している。1月31日の村の復興対策協議会では村営住宅25棟(2戸建て1棟12坪5合の平屋簡易住宅)を田辺市の建工社と契約書を交わすことに決定、2月1日には37万7,100円で契

表6. 罹災救助基金法による救済金

Table.6 Relief fund due to Shinjo Village based on the Disaster Relief Act

項目	金額(単位円)	細目
炊出費	40,924.80	米、牧、漬物、梅干他
避難所費	12,880.00	筵、避難所先お礼
被服費	73,080.00	348名(寝具、医療)
人夫費	11,250.00	延225名(一人50円)
学用品費	14,012.00	455名(ノート、鉛筆他)
運賃	3,326.00	
埋葬費	8,200.00	41件(本村21件、村外20件)
医療費	400.00	遺体検死料5名(紀南病院)
運搬用具費	5,400.00	荷車3台購入、その他
就業費	41,600.00	52戸(一人800円)
合計	211,072.80	

和歌山県厚生課宛、その他の経費 47万7,871円40銭

約を交わした。未払い分は、国庫補助を予定しているのである。建工社との契約書によれば、竣工予定は1947年3月31日、契約条項で念押しされている点は、不時の天災が発生した場合の他、竣工期限を厳守することであった。新庄村においては、当初100戸を予定していた簡易住宅を、2戸建て×25棟の50戸に減じ、宮の脇、跡の浦、内の浦の3ヶ所に建設した。この建築に対する国の補助金は50戸分建築費62万5,000円の半額31万2,500円と決定した。なお、国の建設補助金の申請先は、震災復興院総裁宛であった。恐らくはなんらかの内部操作によって、震災復興費が震災復興費から引き出されたのであろう。

なお、表中の項目にある「避難所費」の内訳は、応急避難所とした村内東光寺(25戸避難)、神社社務所(15戸避難)、田辺市天理教(50戸避難)への避難者収容のお礼として1,000円ずつ、他に筵250枚7,380円などが主な項目であった。縁戚、その他の避難先を求めた人も少なくなかったが、2月1日から4月30日までの3ヶ月間は、旧海兵団跡の13号兵舎を避難所として使用することが、大阪管財局和歌山支所が認められ、新庄村分村新浜寮と称された。

#### 4.4 埋葬費・医療費について

表6中に、「埋葬費」という項目がある。これは、遺体を埋葬した費用1件200円、41件で8,200円とあり、新庄村21件、村外20件と記されている。新庄村村民のうち死者22人とされ、その名前は判明し、居住地の字は、橋谷14名、名切6名、跡の浦1名、内の浦1名であった[新庄公民館(1951)]。新庄村死亡者と表6の村内の遺体埋葬件数が合わないが理由は今のところ不明である。

さて、村外の埋葬された20件とは、どういう人たちであったのだろうか。

田辺市新庄公民館(1999)には、次のような記述がある。

田辺市文里(もり)の援護局引揚寮の人達の死体は、主として、警防団の人々に収容された。日によって三、四体もあった。はじめは可哀想にと言って立ち寄って見る人もあったが、毎日発見されるに従って、誰れの注意も引かなくなった。警防団の人々は、それを一旦避病舎へ運び、更らに稲妻墓地へ仮埋葬をした。

田辺市文里湾は田辺湾の奥に位置し、南側に張り出した浜が神子浜、湾奥は新庄村の中心部の文里である(図4)。文里の援護局とは、この神子浜に1944年に設置された海兵団の兵舎跡地に設けられた田





図4. 新庄村と文里湾. 国土地理院による旧版地図を利用して作成.

Fig.4 Shinjo Village and Mori-Bay. Modified from old map of Geospatial Information Authority of Japan.

辺引揚援護局のことである。引揚援護局は、GHQ による指令に基づき、戦時中海外に出兵した軍人軍属、その他の一般人の内地上陸地として1945年末に13港、翌1946年1月から2月にかけて5港が指定され、同時に引揚者の一時的宿泊所が設けられた。田辺引揚援護局は1946年2月23日のGHQ司令部の日本政府宛て覚書に基づき、1日の受入れ3,000人を目途に指定され、海兵団跡地に残された兵舎跡に援護局設置となった。なお、海兵団設置直前の神子浜は湿地や低地で水田、砂地はサツマイモと麦作などの耕地であったが、海兵団設置のため50戸以上が移転、農地は海兵団用地として買収されたという[田辺市(2003)]。

この神子浜には今村明恒が来るべき南海地震に備えて観測所を設置していたが、資金不足など諸事情により、1946年12月発生地震によって機能不全に陥っていたとされる[山下(1989)、田辺市役所(1952)]。残念ながら、現在、今村の設置した神子浜の観測所の場所は特定できなかった。

田辺引揚援護局での最初の引揚者受け入れは1946年2月24日、台湾からの引揚者第1陣3,443人であった。彼らはアメリカから貸与されたリバティ型輸送船で帰還した。原則として、上陸後の引揚に伴う業務(税関検査, DDT 散布消毒, 検疫, 宿泊, 引揚証明書交付, 軍人の除隊手続きなどの復員業務, 帰郷旅費支給など)の後, GHQ の指令により, 24 時



図5. 田辺引揚寮のGHQ事務(HEADQUARTERS).『引揚港 田辺』口絵写真引用

Fig.5 The Withdrawal Support Bureau of Tanabe

間以内に帰郷方面別に臨時列車に乗車するという次第であった。ここを通過した引揚者は22万332人(軍人・軍属13万6,682人, 一般邦人8万3650人), 田辺援護局の閉局は1946年10月であった。閉局までの期間, GHQ の兵士60人は田辺市大浜旅館を宿舎とし, 海兵団元兵舎跡の援護局本部棟, “HEADQUARTERS”の看板を掲げた正面2階がGHQの事務室に充てられた(図5)。盛時にはここに, 引揚業務の他, 船舶運営会, 同胞援護会, 銀行, 郵便局などの関係団体の出張所があり, 千人以上が働いていたという[田辺市(1996)]。

昭和南海地震が田辺湾を襲ったのは, 援護局閉局の2ヶ月後であった。行政的には田辺市に属する文里湾口の津波は3m以上であったとされ, 流された家は20軒以上, 死者は38人とする記事も見られる[田辺市役所(1952)]。『紀伊新聞』1946年12月23日付の記事から, 田辺市の文里・神子浜では行方不明者40人, 芳養の死者2名, 行方不明者13名と報じたが, その後, 文里で37人, 芳養で7人の死者が確定し, 田辺市の死者は46人であったとされる[田辺市(2003)]。田辺湾の湾奥に位置する文里湾の新庄村で, 村外者として埋葬された援護局の関係者20体の遺体は, 援護局閉局後の残務処理などで文里神子浜の海兵団兵舎跡に残っていた人たちだったのでないかと推定される。

この件については, 「田辺市文里の援護局の遺体は引取人が直ぐに来ないため, 一時, 宮の脇の避病舎へ並べて置きました。其の後, 進駐軍の注意によって, 稲妻墓地へ仮埋葬しましたが, 四年後の今日, 尚引取人が現れない」との証言が残されている[田辺市新庄公民館(1999)]。

## §5. おわりに

以上, 本稿では, 占領下という点にこだわり, §1に

においては問題提起および本稿で扱う資料群について説明した。§2 において、昭和南海地震の具体的資料の検討してきた。§2.1 において、理学系研究者には周知の東京大学地震研究所調査速報第 5 号、及び中央気象台の南海道大地震調査概報を取り上げた理由は、研究者が行政と連携して地震学に取り組む体制が未形成であった時期、高知県では東京帝国大学地震研究所の金井清に調査依頼をして、橋の構築などについての助言を求めている点は、戦後逸早い事例として評価できるのではないと思われる。和歌山県の場合にはこの点を確かめるべき資料を欠いている。しかし、東京帝国大学地震研究所調査速報において、河角廣がいみじくも今村明恒の昭和南海地震発生の提言を活かせなかった点を悔やんだが、田辺の地元では、今村が設置した神子浜の地震観測所が観測所の機能不全状態で期待された成果が活用できなかったことを悔やむ声が残されていたことを補足しておきたい[田辺市役所(1952)、山下(1989)]。

§2.2 で取り上げた[新庄公民館(1951)]は、占領下、行政が混乱する中で住民の声に基づいて震災対策を担った村の重鎮たちを集めて座談会を行い、村役場の震災資料を基に被害の実情を記録し、さらに震災復旧のために逸早く復興協議会を作るなど、村の復旧に懸けた様子を知ることのできる貴重な震災記録誌であることがわかった。この記録誌が公民館の一職員の手になることも記憶しておくべき事柄であると思われる。

§2.3 において、[同胞援護会和歌山県支部(1948)]が震災救援を行った活動の傍らできた震災記録であったことや、和歌山県の支援を受けて震災の救援活動にあたった事実を明らかにすることができた。当初は、和歌山県には昭和南海震災記録がないと考えたが、和歌山県が政府から求められた震災復旧費予算案[和歌山県(1947)]を逸早く[同胞援護会和歌山県支部(1948)]が取り入れていること、さらには同胞援護会そのものが、戦中から戦後直後に厚生省の主導で作られた数少ない民間の社会救援団体であった点を勘案すると、和歌山県は[同胞援護会和歌山県支部(1948)]を、県の震災記録誌に代替するものと位置付けていたのではないかと考えた。この点をさらに補強するものとして、昭和南海地震から 15 年を経て、和歌山県が編纂した[和歌山県(1963)]の昭和南海地震の項は、相当部分をこの[同胞援護会和歌山県支部(1948)]からの引用していることもその証左になるとと思われる。

§3 では、和歌山県(1947)の原本が当時の大蔵省官房長愛知揆一の許にあった資料に綴じ込まれていた点から、いくつかの重要な問題が浮かびあがった。公開された第 1 次吉田茂内閣次官会議の記録からは、震災発生から約 40 時間を経た 12 月 22 日午

後 8 時の警保局からの政府筋への情報により、西日本の 31 府県に海岸地域に及ぶ大地震が発生、直ちに翌 23 日の次官会議では大阪府庁に被害甚大な 10 府県の地方長官を招集し、対応策を練っている事実や、12 月 26 日、27 日には地方長官招集会議が開催されたことが確認できた。なお、第 92 回の最後の帝国議会衆議院本会議(1947 年 3 月 17 日)では、「南海震災救援促進決議」が可決され、罹災救助基金の府県基本金 50 万円は少なすぎるとして 500 万円程度にすべきことも可決されている[官報号外、昭和 26 年 12 月 25 日]。戦災の爆撃を受けた地域が多い西日本の沿岸部都市に、さらに地震の被害が重なるケースが少なからずあったため、広範囲な被害が予想される震災に対して政府の反応は早かったとみるべきだろう。

§4 では、再び新庄村に戻り、震災救済の実際がどうであったかを、罹災救助基金や簡易住宅建設資金の調達などから具体的にみた。ここで特に留意した点は、GHQ の指令によって隣接する田辺には外地からの引揚者上陸の援護局が設けられ、22 万人の人が田辺港から帰還した。すでに震災発生時には援護局は閉局していたが、引揚寮の残留者で文里湾奥の津波による犠牲者 20 人が新庄村の警防団などによって埋葬されていたことが新庄村役場文書から明らかになった。[田辺市新庄公民館(1999)]が伝えるところでは、震災後 4 年を経過してもいまだ引取り手がない遺体があるとしている。

また、占領下では、GHQ の軍政部が各県に置かれ、日本政府の地方政治が GHQ の指令通りに運用されているのかを監視した。和歌山県軍政部は、この震災についての月例報告(1946 年 12 月 16 日～31 日)を GHQ 本部へ提出している。それによれば、和歌山軍政部の震災援助活動を補助するために、医療担当軍医が派遣され、和歌山、海南、御坊、田辺、新宮、勝浦の各地域を視察したとしている。彼らがもっとも注意した点は、飲み水が汚染された状態での腸チフスや天然痘などへの予防策を採る必要、あるいは避難所への DDT 散布などの衛生管理面への指示であった。本部への報告という点から、和歌山軍政部がこの災害でいかに機敏な活動をしたかを強調する側面が強く、客観的な震災報告とはいえないが、被害の激甚であった高知軍政部の「特に異常なし」という月例報告と比較すれば、和歌山軍政部の報告は一定の震災状況を伝えるものといえる[国立国会図書館(GHQ 資料)、Military Government Activities Report for Period from 16 to 31 December 1946, Wakayama Military Government Team]。

なお、占領下の地震としては、1948 年に発生した福井地震に関する GHQ 資料は比較的多いが[中央防災会議(2011)]、昭和南海地震に関する GHQ 資料は期待するほどに多くはなかった。マッカーサーが



日本占領の司令官として日本に着任した 1945 年 8 月末日から、9 月 11 日には主要戦犯容疑者 39 人の逮捕、10 月 4 日戦時中以来逮捕されていた政治犯の釈放、治安維持法の撤廃などについて、矢継ぎ早に日本民主化の政策が出された。10 月 11 日には、占領政策の基本となる日本民主化政策の 5 大改革指令が出された。婦人の解放と参政権の授与、労働組合の組織化、学校教育の自由主義化、秘密警察制度と思想統制の廃止、経済の集中排除と制度の民主化であり、これはいわば GHQ の日本占領政策におけるバイブルに匹敵するものであったといわれる[セオドア・コーエン(1983)]。この基本指令にもとづいて 1946 年から 1947 年にかけては、農地改革、帝国憲法の廃止から日本国憲法公布、労働組合法制定など、いわゆる日本民主化が矢継ぎ早に進められた時期であった。GHQ による日本政府の政治体制変革に日本の政治の中枢部は右往左往していた時期であり、震災復旧対応策は突発的に発生した内政問題として、GHQ の関心は及ばなかったと思われる。しかしというべきか、あるいはだからこそというべきか、震災対策に関わる政府中枢部の官僚達は GHQ の圧力を感じつつも、被災者救済、復旧資金の調達、物資の欠乏による物価騰貴など、この困難時いかにして震災復旧への道筋をつけて国民への責務を果たすべきか思案し、また知恵を絞った。政府中枢部の官僚としての矜持を示したというべきだろうか。

以上、本稿では、昭和南海地震を「占領下の地震災害」という視点から資料を見直し、いくつかの新知見を得ることができたと考える。また、占領下という点に限らないが、行政資料の保存期間を過ぎたものが国立公文書館に移管され、公開されつつある点は、政府の震災対策に限らず、あらゆる面で政府の中枢部の動向を把握する上で決定的な意味を有する。今後の研究に新局面が開かれることを期待したい。

## 謝辞

田辺市教育委員会中川章氏、南方熊楠顕彰会事務局免田敦氏、新庄公民館館長川口幸三氏には、資料調査にご協力いただき、貴重なご教示をいただいた。和歌山県立博物館前田正明氏、印南中学校教員阪本尚生氏には調査に同行させていただき、ご教示を賜った。歴史地震研究会員木下恭子氏には、図版のトレース及び原稿フォーマットへの調整について多大のご苦勞をお懸けした。ここに記してお礼を申し上げます。

対象地震：1946 年昭和南海地震

## 文献

- 中央气象台, 1947, 昭和 21 年 12 月 21 日南海道大地震調査概報, pp.84.
- 中央防災会議, 2011, 1948 福井地震報告, pp.247.
- 同胞援護会和歌山県支部, 1948, 昭和紀伊洪浪の記, pp.219.
- 福永文夫, 2014, 日本占領史 1945-1952, 中公新書, pp.360.
- 河角 廣・佐藤泰夫, 1947, 昭和 21 年 12 月 21 日南海大地震概報, 東京大学地震研究所地震調査速報 5 号, 1-35.
- 官報号外, 1946, 昭和 21 年 12 月 25 日, 第 91 回衆議院議事速記録, 17 号.
- 北原糸子編, 2006, 日本災害史, 吉川弘文館, pp.447
- 木村玲欧, 2015, 戦争に隠された「M7」, 吉川弘文館, pp.193.
- 高知県, 1949, 南海大震災誌, pp. 692, 付録南海大震災学術的記録, pp.188.
- 国立国会図書館(GHQ 資料), “Wakayama Military Government Team: Military Government Activities Report for Period from 16 to 31 December 1946”
- 国立公文書館蔵, 吉田内閣次官会議等会議資料(其の四)自昭和 21 年 12 月 2 日至昭和 22 年 1 月 20 日, 請求記号:平 14 内閣 00014100.
- 国立公文書館蔵, 吉田内閣閣議書類(其の五)昭和二十一年十二月十一日～二十二年一月一七日, 請求記号:平 14 内閣 00015100.
- 国立公文書館蔵, 「戦後財政史資料 愛知文書 特殊金融(28)震災復旧融資(昭和 22～25)」, 請求記号:{平 27 財務 00663100}.
- 那須信治・白井俊明・川島正治・大内秋三・高橋龍太郎・岸上冬彦・池上良平・秋間哲夫, 1947, 昭和 21 年 12 月 21 日南海大地震津波調査概報, 東京大学地震研究所調査速報第 5 号, 98-131.
- 新庄公民館, 1951, 昭和の津浪, pp.131.
- 田辺市, 1996, 引揚港 田辺, pp.171.
- 田辺市, 2003, 田辺市史, 第 3 卷, pp.587.
- 田辺市新庄公民館, 1999, 復刻 昭和の津浪付昭和の津浪余録・チリ一津波, pp.142.
- 田辺市役所, 1952, 田辺市誌, pp.238.



セオドア・コーエン, 大前正臣訳, 1983, 日本占領革命—GHQ からの証言—下巻, ブリタニカ, pp.382.

東京帝国大学地震研究所, 1947, 『東京帝国大学地震研究所調査速報』第5号, pp.195.

和歌山県, 1947, 和歌山県震災対策, pp.43.

和歌山県, 1963, 和歌山県災害史, pp.582.

和歌山県, 1996, 南海道地震から五十年, pp.83.

和歌山市, 1990, 和歌山市史, 630-631

鷺坂清信・末広重二・相原圭二, 1947, 和歌山県下調査報告, 昭和21年12月21日南海道大地震調査概報, 中央气象台, 22-32.

山下文男, 1989, 今村明恒の生涯, 青磁社, pp.316.

財団法人厚生問題研究会, 1988, 『厚生省五十年史』記述編, pp.1915.

### 参考 『昭和紀伊洪浪の記』目次構成

章	タイトル	頁	概要
1	古記録より	1~18	安政南海地震の記録〔比井浦村上久蔵記、戎屋楠次郎「ふしぎどめ」、 「津波真記」、湯浅町深専寺石文〕、 宝永地震の記録〔東富田村飛鳥宮の木札〕 を町村史から抄録
2	地震直前と地震中の記録	19~44	地震前の閃光や震動の継続時間、 上下動・水平動などの間に対するへの回答
3	地震直後と津浪の記録	45~86	震動の強さ、震災後津波が襲来するまでの時間、引き波の有無、第2、3波の襲来
4	火災の記録	87~92	新宮市の当時の戸数7000戸のうち2398戸を焼失した聞き取りによる火災状況報告、 人口32,000のうち、罹災者8,300人
5	災害始末の記録	93~126	12月26日現地入りの援護会緊急援助活動〔乾パン配送、炊出し、各地青年団員による瓦礫・汚物などの処理、移動生活相談会で相談件数600件、従来からの生活困窮者が震災で一層困窮とまとめた〕最後に県の復旧対策として、『和歌山県震災対策』からほぼ全面的に内容を引用した
6	被害数の記録	127~158	各地の各団体から挙げられた被害数値を掲載、被害戸数（流失、全壊、半壊）、被害田畑（浸水反別、減収見込）、漁船・漁具などのほか、国民学校被災生徒数、教科書給与必要数などの被害項目
7	警告と遺訓の記録	159~176	今回の地震、津波、火災から得られた教訓として、地震や津波に関する科学的知識の普及、津波に記念碑を建てて経験のない人に土地の災害歴を知ってもらう、防潮林、防波堤設置、家の床を高くする
8	震災実話小束	177~202	被災地から7話の哀話と人情話が相交じる実話を掲載、なかには、新庄村神子浜の引揚寮に生活していた母子4人が津波に流され、警官に助けられた話もある
9	震災後の新聞記事抜粋	203~219	「新聞報道は、一つの当時の社会情勢を写した文字による写真である」として、新聞記事の見出しを抜粋掲載している。 ただし、新聞名の記載なし。

出典：同胞援護会和歌山県支部『昭和紀伊洪浪の記』